

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
乳がん検診読影	札幌病衛29-1改		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	平成29年	2月 8日
	変 更	平成	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院健康管理課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院の乳がん検診の読影役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、その他関係法令による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を作成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（昭和44年陸上自衛隊達36-6号）

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

定期の健康診断で実施する乳がん検診マンモグラフィの読影及び「乳がん検診表」（別紙）の所見等を記入する。

3.2 読影期間

該当年度内とする。

3.3 読影医の条件

読影医は日本乳がん学会認定医とし、マンモグラフィの読影経験のある医師とする。

3.4 読影画像

自衛隊札幌病院が保有するX線撮影装置、乳房用（デジタル式）で撮影した乳房画像片側2方向、左右合わせて4画像を1件とする。

4 読影場所

受注者の施設または発注者の施設の指定場所とする。

5 所見記入要領

「乳がん検診表」（別紙）の担当する1次読影または2次読影所見を読影医が記載するものとする。

6 読影画像等の受渡要領

6-1 受注者の施設で読影する場合、画像を取り込んだDVD及び「乳がん検診表」を自衛隊札幌病院健康管理課にて、官側の指定する頻度で受領するものとする。読影が終了したならばDVDと所見等が記入された「乳がん検診表」を官側に返納するものとする。

自衛隊札幌病院健康管理課での授受を優先とするが、郵送での授受を行う場合は、追跡可能な方法とし、書面にて授受に関する確認を行うものとする。

6-2 発注者の施設で読影する場合、自衛隊札幌病院放射線課、画像診断室で行うものとする。読影前に「乳がん検診表」を受領して、読影が終了したならば所見等が記入された「乳がん検診表」を官側に返納するものとする。「乳がん検診表」の受領および返納の際、書面にて「乳がん検診表」の枚数を確認するものとする。

7 その他の指示

7.1 個人情報管理に関する基準

個人情報管理に関する基準は次による。

- a) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。
- b) 受託者は、個人情報の漏洩等の防止のため適切な措置をとるものとする。
- c) 受託者は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合には、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- e) 受託者は、委託業者に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。
また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- f) 受託者は、個人情報を複製する場合には、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 受託者は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。
また官側は、特に必要と認めた場合には、受託者に対し、個人情報の管理状況における質問又は資料の提出及び関係場所に立入調査をさせることができるものとする。
- h) 委託業務に関し事故等が発生した場合には、受託者は、速やかにその内容を官側に報告する。
- i) 官側は、受託者が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

7.2 その他

その他は、次による。

- a) 受託者の不具合により関係資料の亡失及び損傷等の事故が発生した場合は、受託者はその責をおうものとする。
- b) 記載漏れ及び照会については、受託者は随時対応するものとする。
- c) 官側が負担する経費以外は、すべて受託者が負担するものとする。
- d) 本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合、関係法令等に従いその都度協議し、これを取り決めるものとする。